

## 全国老施協 新型コロナウイルス感染症 電話相談事業 実施要綱

### 1. 趣旨

全国老施協は、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急拡大によって、極めて厳しい感染対策を強いられている高齢者福祉・介護の施設・事業所の皆様を支援するため、感染症について高い専門性を有する看護師（感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師（以下、「認定看護師等」という））による、「電話相談事業」を実施いたします。

### 2. 実施主体

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

### 3. 電話相談事業の対象

- ・ 「新型コロナウイルス感染症が発生した」又は「その疑い例が発生した」高齢者福祉・介護の施設・事業所の代表者（管理者、感染管理担当者等）

### 4. 電話相談事業の利用料

- ・ 無料

### 5. 電話相談事業の内容

#### (1) 主な相談内容

- ・ 感染症への対応方法の助言
- ・ 感染対策に関するワンポイントアドバイス 等

#### (2) 実施期間

令和4年2月中旬から令和4年8月末まで（予定）

#### (3) 実施時間

月曜から金曜、1日5時間（10時～12時、13時～16時） ※土日祝日除く

※ 実施日ごとに1名の相談員（認定看護師等）を配置する予定です。

※ 具体的な実施日は、全国老施協ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策特設ページ」（随時更新）でご案内いたします。

[URL: https://is.gd/BVo00c](https://is.gd/BVo00c)

#### (4) 電話相談の手順・方法

##### ① 一次受付

一次受付申込表（様式1）に必要事項を記載の上、メールにて申し込みください。

一次受付 E-mail [js.covid-19soudan@roushikyo.or.jp](mailto:js.covid-19soudan@roushikyo.or.jp)

##### ② 電話相談

- ・ 上記5(3)の実施時間に、相談員（認定看護師等）から電話させていただきます。
- ・ 一次受付が多くあった場合は、ご連絡までに時間がかかる場合があります。

## 6. その他

- ・ 本相談で知り得た情報を、本相談対応の目的以外の目的に使用しないものとし、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩いたしません。
- ・ 本相談事業は、あくまでも助言・アドバイスを提供するに過ぎないものですので、施設等における一定の結果や成果を保証するものではありません。アドバイスを参考に行った行為の結果施設等もしくは第三者に損害が生じた場合でも、本会及び相談員に故意または重過失がある場合を除き、その責任を負わないものといたします。

## 7. 本件に関する問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 事務局担当：松岡・吉沢・鳥塚

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

E-mail：[js.covid-19soudan@roushikyo.or.jp](mailto:js.covid-19soudan@roushikyo.or.jp) 電話：03-5211-7700

### (注意事項) 新型コロナウイルス感染症の発生後の対応について

- ・ 「感染が疑われる者」と判断した後の緊急初動措置の原則は下記のとおりです。  
(1)に記載の医療機関・受診相談センターや指定権者への報告・相談が重要です。  
必ず情報共有を行っていただき、適切な指示を仰いでください。
- ・ そのうえで、(2)への記載のとおり、相談センターからの指示が出てこない場合など、必要に応じて本電話相談事業をご活用いただけると幸いです。

### 【参考】新型コロナウイルス感染症対応フロー（入所施設利用者／初動対応編）

全国老施協「新型コロナウイルス感染症対策特設ページ」<https://bit.ly/3J80azi>

緊急初動措置を発動（(1)～(4)の全てを速やかに実施）

#### (1) 情報共有・報告

- ① 施設長等と嘱託医にすぐに報告 → 施設内で情報共有 → 組織的に対応開始
- ② 医療機関・受診相談センター（以下「相談センター」）へすぐに電話し指示を受ける
- ③ 指定権者、家族等、都道府県等老施協に報告

#### (2) 「感染が疑われる者」に対する対応をあらかじめ開始

- ・ 相談センターは、すぐに電話がつかない場合や、すぐに指示が出てこない場合もあるため、「感染が疑われる者」に対してあらかじめ対応を開始する
- ・ 対応は本人の個室隔離やゾーニングが最重要

#### (3) 他への感染の可能性を確認

- ・ 「感染が疑われる利用者」との「濃厚接触が疑われる者※」を特定  
※ 本人と同室・長時間接触した利用者、適切な防護なしに本人を診察・看護・介護したり、本人の気道分泌液等に直接接触をした職員

#### (4) 居室及び利用した共用スペースの消毒・清掃

- ・ 手袋を着用し、消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム液等で清掃等